

○横浜市老人福祉施設条例施行規則

昭和 40 年 8 月 25 日

規則第 76 号

注 昭和 62 年 10 月から改正経過を注記した。

横浜市老人福祉施設条例施行規則をここに公布する。

横浜市老人福祉施設条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 横浜市老人福祉施設条例(昭和 38 年 12 月横浜市条例第 43 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項は、この規則に定めるところによる。

(定員)

第 2 条 条例第 2 条に定める老人福祉施設(以下「施設」という。)の定員は、次のとおりとする。

種類	名称	定員
養護老人ホーム	横浜市新橋ホーム	50 人
特別養護老人ホーム		42 人
養護老人ホーム	横浜市恵風ホーム	170 人
同	横浜市名瀬ホーム	200 人
特別養護老人ホーム	横浜市天神ホーム	72 人
同	横浜市浦舟ホーム	72 人
老人福祉センター	横浜市鶴寿荘	150 人
同	横浜市うらしま荘	150 人
同	横浜市野毛山荘	150 人
同	横浜市麦田清風荘	150 人
同	横浜市南寿荘	150 人
同	横浜市蓬莱荘	280 人
同	横浜市狩場緑風荘	250 人
同	横浜市福寿荘	250 人
同	横浜市喜楽荘	150 人
同	横浜市晴嵐かなざわ	150 人
同	横浜市菊名寿楽荘	150 人
同	横浜市緑ほのぼの荘	150 人
同	横浜市ユートピア青葉	150 人
同	横浜市つづき緑寿荘	250 人

同	横浜市戸塚柏桜荘	150人
同	横浜市翠風荘	250人
同	横浜市泉寿荘	150人
同	横浜市瀬谷和楽荘	150人

(昭 62 規則 116・昭 63 規則 9・平元規則 7・平 2 規則 53・平 5 規則 95・平 7 規則 68・平 9 規則 83・平 9 規則 100・平 11 規則 17・平 16 規則 17・平 16 規則 75・平 16 規則 104・平 19 規則 66・一部改正)

(秩序維持)

第 3 条 使用者は、施設内の秩序維持に関する諸規程及び施設の職員の指示に従わなければならない。

(平 12 規則 58・旧第 4 条繰上)

(老人福祉センターの休館日及び開館時間)

第 4 条 老人福祉センターの休館日は、1 月 1 日から 1 月 4 日まで及び 12 月 28 日から 12 月 31 日までとする。ただし、区長は、特に必要があると認めるときは、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

- 2 老人福祉センターの開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、区長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(昭 62 規則 116・昭 63 規則 9・昭 63 規則 61・平元規則 7・平 2 規則 53・平 4 規則 15・平 5 規則 95・平 7 規則 68・平 9 規則 100・平 11 規則 17・一部改正、平 12 規則 58・旧第 6 条繰上、平 13 規則 26・平 17 規則 33・一部改正)

(指定管理者の公募)

第 5 条 条例第 4 条第 3 項の規定による指定管理者の公募(老人福祉センターの指定管理者の公募を除く。)は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 22 条に規定する社会福祉法人を対象として行うものとする。

- 2 市長は、前項の公募を行うに当たっては、あらかじめ、指定管理者の指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。
- 3 区長は、条例第 4 条第 3 項の規定による指定管理者の公募(老人福祉センターの指定管理者の公募に限る。)を行うに当たっては、あらかじめ、指定管理者の指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。

(平 16 規則 17・追加、平 17 規則 33・平 23 規則 23・一部改正)

(指定申請書の提出等)

第 6 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書(別記様式)を市長(老人福祉センターの指定管理者の指定にあっては、区長)に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、条例第 4 条第 4 項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

- (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度及び前々事業年度(社会福祉法人にあっては、前事業年度)の収支計算書及び事業報告書
- (4) 当該施設の管理に関する業務の収支予算書
- (5) その他市長(老人福祉センターの指定管理者の公募にあっては、区長)が必要と認めるもの

(平 16 規則 17・追加、平 17 規則 33・平 19 規則 66・平 23 規則 23・一部改正)
(使用の保留又は制限)

第 7 条 条例第 9 条に規定する正当な理由がある場合は、次のいずれかに該当する者が使用する場合とする。

- (1) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者
- (2) 善良の風俗を害するおそれのある者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

(平 12 規則 58・追加、平 16 規則 17・旧第 7 条繰下・一部改正、平 16 規則 104・旧第 9 条繰上・一部改正、平 21 規則 87・旧第 8 条繰上、平 24 規則 16・一部改正)

(委任)

第 8 条 この規則の施行について別に定めるものを除くほか、必要な事項は、健康福祉局長が定める。

(平 6 規則 64・一部改正、平 12 規則 58・旧第 7 条繰下、平 16 規則 17・旧第 9 条繰下、平 16 規則 104・旧第 10 条繰上、平 18 規則 84・一部改正、平 21 規則 87・旧第 9 条繰上)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 45 年 3 月規則第 17 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 48 年 2 月規則第 10 号)

この規則は、昭和 48 年 2 月 13 日から施行する。

付 則(昭和 48 年 4 月規則第 50 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 48 年 7 月規則第 112 号)

この規則は、昭和 48 年 7 月 17 日から施行する。

附 則(昭和 49 年 7 月規則第 91 号)

この規則は、昭和 49 年 7 月 24 日から施行する。

附 則(昭和 49 年 8 月規則第 109 号)

この規則は、昭和 49 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 49 年 10 月規則第 136 号)

この規則は、昭和 49 年 10 月 5 日から施行する。

附 則(昭和 50 年 3 月規則第 20 号)

この規則は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 51 年 10 月規則第 108 号)

この規則は、昭和 51 年 10 月 25 日から施行する。

附 則(昭和 52 年 1 月規則第 6 号)

この規則は、昭和 52 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 54 年 3 月規則第 18 号)

この規則は、昭和 54 年 3 月 16 日から施行する。

附 則(昭和 54 年 8 月規則第 74 号)

この規則は、昭和 54 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 55 年 11 月規則第 135 号)

この規則中横浜市瀬谷和楽荘に係る改正規定は、昭和 55 年 11 月 19 日から、横浜市狩場緑風荘に係る改正規定は昭和 55 年 11 月 29 日から施行する。

附 則(昭和 57 年 2 月規則第 7 号)

この規則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 59 年 10 月規則第 114 号)

この規則は、昭和 59 年 11 月 7 日から施行する。

附 則(昭和 62 年 10 月規則第 116 号)

この規則は、昭和 62 年 10 月 21 日から施行する。

附 則(昭和 63 年 2 月規則第 9 号)

この規則中横浜市麦田清風荘に係る改正規定は昭和 63 年 2 月 18 日から、横浜市鶴寿荘に係る改正規定は昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 63 年 4 月規則第 61 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年 2 月規則第 7 号)

この規則は、平成元年 2 月 12 日から施行する。

附 則(平成 2 年 6 月規則第 53 号)

この規則は、平成 2 年 6 月 14 日から施行する。

附 則(平成 4 年 3 月規則第 15 号)

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年 8 月規則第 95 号)

この規則は、平成 5 年 9 月 10 日から施行する。

附 則(平成 6 年 7 月規則第 64 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 7 年 5 月規則第 68 号)

この規則は、平成 7 年 5 月 9 日から施行する。

附 則(平成 9 年 7 月規則第 83 号)

この規則は、平成 9 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 9 月規則第 100 号)

この規則は、平成 9 年 12 月 2 日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月規則第 17 号)

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の表及び第 6 条の表の改正規定中横浜市晴嵐かなざわに係る部分は、平成 11 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月規則第 58 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 3 月規則第 26 号)

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月規則第 17 号)

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 6 月規則第 75 号)

この規則は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月規則第 104 号)

この規則は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月規則第 33 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月規則第 84 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 5 月規則第 66 号)

この規則は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 9 月規則第 87 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月規則第 23 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月規則第 16 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式(第6条第1項)

(平17規則33・全改、平19規則66・一部改正)

指定申請書

年 月 日

(申請先)

所在地

申請者 団体名

代表者氏名

次の老人福祉施設の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(施設名)

(注意)申請に際しては、次の書類を添付してください。

(1) 事業計画書

(2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(3) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

(4) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度及び前々事業年度(社会福祉法人にあっては、前事業年度)の収支計算書及び事業報告書

(5) 当該施設の管理に関する業務の収支予算書

(6) その他市長(老人福祉センターの指定管理者の公募にあっては、区長)が必要と認めるもの